

## 横浜市会議会のあり方調査会設置要綱

平成16年5月19日 市会運営委員会決定  
平成17年5月18日 最近改正

### (検討組織の設置)

第1条 市会運営委員会(以下「運営委員会」という。)のもとに、「横浜市会議会のあり方調査会」(以下「調査会」という。)を設置する。

### (調査会の調査・検討事項)

第2条 調査会は、運営委員会から諮問のあった事項について調査及び検討する。

### (検討組織の構成等)

第3条 調査会は、各交渉会派から選出された委員10人をもって構成する。

2 委員の任期は、調査会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

### (座長及び副座長)

第4条 調査会に、座長1人、副座長2人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選による。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を行う。

### (会議)

第5条 座長は、調査会を招集し、その議事を主宰する。

2 座長は、必要に応じ、調査会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 調査会は、非公開とする。ただし、議員は、座長の許可を得て、傍聴することができる。

### (検討結果の報告等)

第7条 座長は、第2条の事項について調査及び検討したときは、報告書を作成し、運営委員会に報告する。

2 前項の報告書は、これを公表する。

### (調査会の設置期間)

第8条 調査会の設置期間は、平成19年3月31日までとする。

### (事務局)

第9条 調査会の事務は、市会事務局市会事務局政策調査課が司る。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に必要な事項は、座長が調査会に諮って決定する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年5月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年5月18日から施行する。